

入札説明書

この入札説明書は、令和5年3月9日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構公告第8号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲

2 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| ア 令和5年度（2023年度）道総研ホームページ運用システム構築業務 | 一式 |
| イ 令和5年度（2023年度）道総研ホームページ運用システム保守・管理業務 | 4か月 |

(2) 契約の目的の仕様等

別紙「業務処理要領」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日まで。

(4) 納入場所

別紙「業務処理要領」のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第4条の規定により地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道又は道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 大学や公的研究機関等のホームページ運用システムの構築、ならびに保守・管理の実績を有し、業務処理要領に記載の要件を満たすシステム及びサービスの供給が可能であること。
- (7) 北海道内に本店または支店（営業所を含む。）を有するものであること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であり、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年（2023年）3月9日（木）から4月7日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西11丁目1番地8
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
本部研究戦略部連携広報グループ

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(3) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出した資料は返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 申請時期以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 契約条項を示す場所

札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 8

地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部研究戦略部連携広報グループ

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 8

北海道総合研究プラザ 1 階 セミナー室 1

(送付による場合は、郵便番号 060-0819 札幌市北区北 19 条西 11 丁目

地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部研究戦略部連携広報グループ)

(2) 入札日時 令和 5 年(2023 年) 4 月 1 9 日 (水) 午前 10 時 30 分 (送付による場合は、同月 1 8 日 (火) 午後 5 時まで) に必着)

(3) 開札場所 (1) に同じ。

(4) 開札日時 (2) に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金 免除する。

9 契約保証金 免除する。

10 送付による入札の可否 認める。

11 電子入札の可否 認めない。

12 落札者の決定方法

取扱規則第 10 条第 1 項の規程により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

13 契約書作成の要否 要

14 その他

(1) 開札の時において、3 に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第 15 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるかどうかか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること(消費税等相当額を加算した合計額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部研究戦略部連携広報グループ

イ 所在地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 8

電話番号 011-747-2900 (直通)

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 入札回数

取扱規則第 16 条に基づく再度入札の回数は、1 回までとする。

(8) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(9) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

入札に参加する者は、別紙の入札心得その他関係法令の規定を承知すること。